

第7回小郡市子ども・子育て会議 会議要約

日時	平成 26 年 11 月 11 日（火） 14：00～15：45
場所	小郡市人権教育啓発センター
出席者	<p><委員></p> <p>飯田委員、石橋委員、今吉委員、大石委員、梶原委員、鈴木委員、立野委員、寺崎委員、西本委員、平井委員、堀内委員、吉塚委員</p> <p><事務局職員></p> <p>鮫島保健福祉部長、伊東子育て支援課長、野田子育て支援係長、成富子育て支援係員</p> <p>(株) ジャパンインターナショナル総合研究所 山部</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回 小郡市子ども・子育て会議次第 ・ (仮称) 小郡市新次世代育成支援行動計画（前期）及び子ども・子育て支援事業計画（第1期）素案（資料1） ・ 小郡市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例、小郡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、小郡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（資料2） ・ 第5章 施策の具体的な取り組み【新旧対照表】（資料3）
会議内容	
1	開会
2	<p>議題</p> <p><u>(1) 「小郡市子ども・子育て支援事業計画」について</u></p> <p>①第4章 計画の基本的な考え方</p> <p>事務局からの資料説明後、意見を求める。(意見なし)</p> <p>②第5章 施策の具体的な取り組み</p> <p>事務局からの資料説明後、意見を求める。</p> <p><u>「1 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり」について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6ページの「②地域型保育給付」について、来年度はまだ実施されないということだが、それはするところがないのか、必要がないのか、その辺をお聞きしたい。 →地域型保育給付は、今後、事業所説明会を開いて募集したいと考えている。小郡市でも待機児童が発生している状況なので、全く必要ないとはいえないと思う。 ・ 5ページの「①施設型給付」の内容の文章は、どこから持ってきたのか。また、何をするとことろということだけが堅苦しく書いてあるので、これでは分かりにくいと思う。下に空きスペースがあるので、もう少し詳細に記載したほうがそれぞれの特徴が分かると思う。 →「施設型給付」は、国の内容を踏まえ、事務局で検討して書いた。なるべく市民の方が分

かるように、表現の方法に関しては検討して、次回お示ししたいと思う。

- ・「施設型給付」と「地域型保育給付」はそれぞれ注を付けて、第6章のどこを見るとニーズが分かるというような、量の見込みを参照できる関連性を書いたほうがいいと思う。
→検討させていただき、次回、追加等の部分は会議の中で提示させていただく。

「2 おごおりっこを育む地域の中の子育て環境づくり」について

- ・8ページの「9 放課後児童健全育成事業」で、「適切な遊びと学びの場」と書いてある。今までの学童保育所は「学び」が入っていなかった。今後、学習という意味合いの方針であれば、指導員やいろいろな部分が変わり、運営を見直さなくてはならない。
→「学び」は学習という意味で書いているのではなく、預かりの中での生活を学ぶということになる。誤解を生む表現なので検討したい。
- ・11ページの「家庭教育出前講座」について、あまり耳にしたことがないので、教えていただきたい。
→なかなか自分では研修会等に参加するのが難しいような方が、地域の公民館などに集まるときに出向いてほしいという要望を受けて、小郡市のいろいろな課が行う出前講座のことである。例えば、生涯学習課に子育てについて少し話をしてほしいとか、健康課には保健師もいるので、要望に応じて出前講座を行っている。
- ・10ページの2の具体的施策で、「広報やホームページでの子育て情報の周知」の「広報」とは広報紙なのか、それとも広報車で回るということか。
→広報紙という捉え方をしている。「広報紙」に変更する。

「3 自らのライフスタイルにあった生き方づくり」について

- ・18ページ3で、「グループカウンセリング等による」が削除されたのはなぜか。
→現在、「グループカウンセリング」は県の事業となっており、市では行っていないので削除した。

「4 親子ともに健やかな成長を目指した健康づくり」について

- ・20ページ、2の「父子手帳」は希望者だけに交付するのか。父子手帳の配布はいつから始まったのか。
→父子手帳は、第1子の時には全員に、母子健康手帳の交付と一緒にお渡しし、第2子以降は希望があればお渡ししている。配布開始については確認するのでお待ちいただきたい。
- ・余白があるので母子健康手帳・父子手帳のイラストを入れると、これなら持っているということになると思う。また、担当課が書かれているが、この担当以外に関わりはないのか。担当課以外はタッチしないということであれば、少し関わりを持つ必要があるのではないかと思う。
→母子健康手帳等のイラスト等に関しては、空きスペースなどを有効に使っていきたいと思う。実際に事業を実施するところとして担当課を記載しているが、それ以外の課が全く関わらないというわけではない。
- ・私も子どもがいるが、父子手帳を交付された記憶はないし、存在も知らなかった。19ページの2に「男性の子育て参画の推進」が書いてあるのだから、せっかく作るのであれば、父子

手帳は半強制的に、母子健康手帳と同じ感覚で渡したほうがいいと思う。第1子の時にはこの父子手帳の存在がなくて、もらっていない人も多分いると思う。

→母子健康手帳はお子さんの成長をずっと記録していくような形だが、父子手帳は妊娠や育児のことなどを記載した内容になっている。途中から始まった事業だと思うので、持っていない方に配布していくように、担当課に話をしていきたいと思う。

- ・乳児家庭全戸訪問が生後2カ月というのは決まっているのか。例えば、生後1カ月ということはあるのか。

→基本的には生後2カ月前後ということになっている。1カ月だと、産婦人科での1カ月健診もあるし、実家に里帰り出産の方は不在ということもあり、2カ月頃を目安にしている。

- ・22ページ、(2)の1の内容に「中学校における非行防止学習や性教育を通して」とあるが、具体的施策は「学校における性教育の充実」と性教育に限定している。今は、喫煙・飲酒・薬物乱用など、いろいろ問題行動につながるようなことは学校でしっかり教えないといけない時代になってきていると思うが、その辺はいかがか。

→喫煙・飲酒・薬物乱用は、教育として全ての学校に義務付けられているわけではないが、学校には道徳教育の推進協議会が設置されていて、その中で、その年に必要な事項を組み入れていると思う。

- ・健康診査の結果は健康課だけが持っているのか。どう活かされているのかが非常に分かりにくい。保育園に「3歳児健診でいわゆるグレーゾーンと言われた」とは言わない親御さんが多い。関係機関という部分で、今後の育児に関して必要と思われる事項は保育所や幼稚園に伝える、ということも含む内容でやっていただけたらと思う。

→情報提供の在り方は大変難しい問題で、個人情報はどう扱うかというところで非常に高い壁ができています。地域福祉計画の中でも非常に大きな課題としてずっと検討しているところである。現状では、本人の同意なしに情報提供は考えられないので、今後、関係機関を限定して「情報提供をしてよいか」ということまで含めてできるのかどうかを検討課題だと考えている。

「5 子どもの権利と生きる力を育む学びの場づくり」について

- ・25ページ1に法律や条約のことが書いてある。「児童憲章」というものがあって、民生委員の会合の時、必ず児童憲章前文を読んでいる。ぜひ「児童憲章」を載せてほしいと思う。

→「児童憲章」の内容を確認して、検討させていただく。

- ・27ページの4に「学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)、発達障害などの生徒」については書かれているが、大原小学校には「ことばの教室」などもある。いろいろな学習支援があれば網羅したほうがいいと思う。

→他にもそういう支援をしている事業があると思うので、そこも含めて検討したいと思う。

- ・具体的なことまで記載できるのであれば、7ページの「5 一時預かり事業」に「清心慈愛園」は書けるのか。

→「清心慈愛園」は、「10 子育て短期支援事業(ショートステイ)」になるが、平成27年度から始める事業で、確定ではないので、今の時点で記載するのは難しい。

- ・27ページの4に「特別な配慮の必要な子」として具体的な障害名が挙がっている。他にもい

ろいろな障害があるし、より分かりやすくするために挙げてあるのかもしれないが、違和感がある。診断名がつかなくても何らかの困難を抱えるお子さんもいるので、限定されない感じにできればと思う。

→分かりやすいように具体的に入れたつもりだったが、教務課などと検討して、なるべく施策名の「特別な配慮の必要な子」というようなグレーゾーンの子にも幅が広がるような表記の仕方をしたいと思う。

- ・ 26 ページの 4 で、不登校の子どもはどこの学校にも多少いるが、その子たちがどうしているのかはよく分からない。不登校の子どもが行くところが、市内に 1 か所では難しいので、北のほうにもあればいいと思う。

→今のご意見は、この会議の中では返事ができないので、担当課などに伝えたいと思う。

3 その他

① 条例について

事務局から資料説明・報告

- ・ 条例は見直し等もあるので、その折には意見を出せる機会を設けていただきたいと思います。

② 次回日程について

事務局より次回日程の説明

4 閉会のあいさつ